⑶　寡婦については、86.7％（平成15年度「全国母子世帯等調査」68.1％）が就業しており、就業している者を雇用形態別に見ると、正規の職員・従業員が34.1％（平成15年度「全国母子世帯等調査」　常用雇用者35.9％）、パート・アルバイト等が35.7％（平成15年度「全国母子世帯等調査」　臨時・パート40.0％）等となっている。

6．収入状況

⑴　母子世帯の母自身の平成22年の平均年間収入金額（就労収入、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく給付、児童扶養手当、養育費等全ての収入の金額。以下同じ。）は223万円、母自身の平均年間就労収入金額は181万円（平成17年171万円）、世帯の平均年間収入金額（平均世帯人員3.42人）は、291万円となっている。

⑵　父子世帯の父自身の平成22年の平均年間収入金額は380万円、父自身の平均年間就労収入金額は360万円（平成17年398万円）、世帯の平均年間収入金額（平均世帯人員3.77人）は、455万円となっている。

⑶　母子世帯の母の最終学歴別の平均年間就労収入は、中学校129万円、高校169万円、高等専門学校199万円、短大186万円、大学・大学院297万円、専修学校・各種学校201万円となっている。

⑷　父子世帯の父の最終学歴別の平均年間就労収入は、中学校233万円、高校356万円、高等専門学校276万円、短大302万円、大学・大学院555万円、専修学校・各種学校324万円となっている。

7．学歴の状況

⑴　母子世帯の母の最終学歴は、中学校13.5％、高校48.0％、高等専門学校4.2％、短大12.1％、大学・大学院6.9％、専修学校・各種学校14.0％となっている。

⑵　父子世帯の父の最終学歴は、中学校15.4％、高校51.6％、高等専門学校4.6％、短大2.0％、大学・大学院15.6％、専修学校・各種学校9.5％となっている。

8．相対的貧困率

厚生労働省の「平成25年国民生活基礎調査」によると、子どもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満で子どもがいる世帯）のうち、大人が一人の世帯の貧困率は、平成24年で54.6％（平成21年50.8％）となっており、平成22年の国際比較では、ＯＥＣＤ諸国の中でも高い（OECD (2014) Family database “Child poverty”）。

9．養育費の取得状況

⑴　離婚母子世帯のうち養育費の取り決めをしている世帯は、37.7％（平成18年38.8％）となっている。養育費の取り決めをしていない理由としては、「相手に支払う意思や能力がないと思った」が48.6％（平成18年47.0％）と最も多く、次いで「相手と関わりたくない」が23.1％（平成18年23.7％）、「取り決めの交渉をしたが、まとまらなかった」8.0％（平成18年9.5％）となっている。

また、養育費の受給状況については、現在も受給している者が19.7％（平成18年19.0％）、受けたことがある者が15.8％（平成18年16.0％）、受けたことがない者が60.7％（平成18年59.1％）となっている。

養育費を現在も受けている又は一度でも受けたことがある者の養育費の１世帯当たりの平均額は、月額43,482円（平成18年42,008円）となっている。

離婚の際又はその後、子どもの養育費の関係でだれかに相談をした者は、全体の54.4％（平成18年54.4％）であるが、そのうち相談相手は、親族が43.9％（平成18年45.9％）で最も多く、次いで家庭裁判所24.4％（平成18年25.5％）、弁護士12.4％（平成18年14.1％）、知人・隣人8.8％（平成18年7.1％）等となっている。

⑵　離婚父子世帯のうち養育費の取り決めをしている世帯は、17.5％（平成18年15.5％）となっている。養育費の取り決めをしていない理由としては、「相手に支払う意思や能力がないと思った」が34.8％（平成18年30.6％）と最も多く、次いで「自分の収入等で経済的に問題がない」が21.5％（平成18年32.2％）、「相手と関わりたくない」が17.0％（平成18年18.2％）となっている。

また、養育費の受給状況については、現在も受給している者が4.1％（平成18年2.0％）、受けたことがある者が2.9％（平成18年2.0％）、受けたことがない者が89.7％（平成18年88.5％）となっている。

養育費を現在も受けている又は一度でも受けたことがある者の養育費の１世帯当たりの平均額は、月額32,238円（平成18年22,500円）となっている。

離婚の際又はその後、子どもの養育費の関係でだれかに相談をした者は、全体の27.8％（平成18年38.5％）であるが、そのうち相談相手は、親族が44.8％（平成18年56.1％）で最も多く、次いで家庭裁判所22.4％（平成18年19.3％）、弁護士11.2％（平成18年8.8％）、知人・隣人11.2％（平成18年3.5％）等となっている。

10．面会交流の実施状況

⑴　離婚母子世帯のうち、面会交流の取り決めをしている世帯は23.4％、現在も面会交流を行っている世帯は27.7％となっている。

⑵　離婚父子世帯のうち、面会交流の取り決めをしている世帯は16.3％、現在も面会交流を行っている世帯は37.4％となっている。

11．子どもの状況等

⑴　母子世帯における１世帯当たりの子ども（20歳未満）の数は、「１人」が54.7％（平成18年54.1％）、「２人」が34.5％（平成18年35.6％）となっており、平均1.58人（平成18年1.58人）となっている。

就学状況別に見ると、小学生のいる世帯が31.3％（平成18年35.2％）で最も多く、中学生のいる世帯が20.5％（平成18年19.4％）、高校生のいる世帯が20.4％（平成18年18.9％）となっている。

小学校入学前の子どものいる母子世帯は全体の16.2％（平成18年17.1％）となっている。その子どもの養育の状況については、保育所の割合が61.7％（平成18年65.3％）と最も高く、また、その割合が減少し、親本人、親以外の家族等が養育している割合が増加している。

⑵　父子世帯における１世帯当たりの子ども（20歳未満）の数は、「１人」が54.7％（平成18年50.3％）、「２人」が36.0％（平成18年38.7％）となっており、平均は1.56人（平成18年1.62人）となっている。

就学状況別にみると、小学生のいる世帯が27.9％（平成18年31.0％）と最も多く、中学生のいる世帯が24.5％（平成18年24.1％）、高校生のいる世帯が25.1％（平成18年21.4％）となっている。小学校入学前の児童のいる父子世帯は全体の8.1％（平成18年12.1％）となっている。その子どもの養育の状況については、母子世帯同様、保育所の割合が67.6％（平成18年46.2％）と最も高く、その割合が増加している。

⑶　母子世帯及び父子世帯の16歳の者のうち、平成23年11月１日現在で高等学校に在籍している者の割合は92.8％、高等専門学校に在籍している者の割合は1.1％、就労している者の割合は0.8％となっている。また、19歳の者のうち、平成23年11月１日現在で大学及び短期大学に在籍している者の割合は23.9％、専修学校等に在籍している者の割合は17.8％、就労している者の割合は33.0％となっている。

12．その他

⑴　公的制度の利用状況等

公共職業安定所を利用したことがある者は、母子世帯で69.1％、父子世帯で49.4％となっており、制度を知らなかった者は、母子世帯で2.2％、父子世帯で4.5％となっている。

一方で、母子・父子自立支援員による相談・支援を利用している又はしたことがある者は、母子世帯で4.7％、父子世帯で1.7％であり、制度を知らなかった者は、母子世帯で46.4％、父子世帯で45.0％であったほか、母子家庭等就業・自立支援センター事業については、利用したことがある者が母子世帯で8.1％、父子世帯で0.7％であり、制度を知らなかった者が母子世帯で35.1％、父子世帯で45.8％、高等職業訓練促進給付金については、利用したことがある者が母子世帯で1.5％、制度を知らなかった者が母子世帯で49.7％、母子福祉資金については、利用したことがある者が母子世帯で6.3％、制度を知らなかった者が63.6％となっている。